



平成18年11月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成17年(ワ)第758号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成18年10月23日

判

決

原告

同訴訟代理人弁護士

東京都豊島区

被告

同代表者代表取締役

主

武藤 信一

株式会社

文

- 1 被告は、原告に対し、金19万円及びこれに対する平成17年1月25日から支払済みまで年6パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その4を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

金額を29万円とするほか、主文第1項と同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が保証会社である被告に対し、支払った保証料等について不当利得であるとしてその返還を求め、また被告の営業活動により自己破産に追い込まれ、精神的苦痛を被ったとして不法行為に基づく損害賠償を求めるとともに、各遅延損害金の支払いを求めた事案である。被告は、不当利得返

還請求については、保証料等の受領は法律上の原因があると主張し、不法行為に基づく損害賠償については、権利侵害の事実はないとしてこれを争っている。本件の主たる争点は、(1)利得の法律上の原因の有無（不当利得に基づく返還請求について）、(2)権利侵害の有無、損害の額（不法行為に基づく損害賠償について）である。

1 争いのない事実等

- (1) 原告被告間の信用保証委託契約書には、原告が株式会社 A（以下「A」という。）から借入をするに際し、被告が保証をなし、これに対し原告が信用保証料として借入金の5パーセントである10万円、調査料として9万円を被告に支払う旨の記載があり、原告は被告に対し、これらを支払った。
- (2) 原告は、被告に対し、書面により信用保証料及び調査料合計19万円の返還を請求し、同通知は平成17年1月24日、被告に到達した（弁論の全趣旨）。

2 争点及びこれに対する当事者の主張

- (1) 利得の法律上の原因の有無（不当利得返還請求について）

① 原告の主張

ア 錯誤無効

（ア）保証料について

原告は保証してもらうために被告に10万円の信用保証料を支払っている。それにもかかわらず被告が原告の債務の保証をした実体はない。

すなわち原告の債務が滞った際、Aは単に被告に保証債務の履行を求めれば何らの手間も費用もかからないにもかかわらず、わざわざ手間と費用をかけて公正証書を作成し、ま

た連帯保証人である (以下「B」という。) の給料債権を差押え、雇用主である C に取立訴訟を起こしている。また被告と A は本店、役員を共通にしており、これらは保証の実体がないことを推認させる。

原告は、当然のことながらわざわざ保証料を払って保証してもらうからには、保証人に迷惑を及ぼしたりしないように考えていた。また保証してくれるからには、債権者と保証人が癒着しており保証債務の履行を求めない状態にあることは予想だにしていなかった。したがって、原告には要素の錯誤があり、保証委託契約は無効である。

(イ) 調査料について

原告と被告との信用保証委託契約書によれば、原告は被告に「調査料」の名目で9万円を支払っている。

しかし9万円もの価値のある調査がなされた事実はない。すなわち、電話で原告に融資の条件を説明したのも、A の社員であり、尼崎市内の喫茶店で説明にあたったのも、A の社員である。

被告はせいぜい A の社員に信用保証委託契約書を持って行き、署名押印をもらってくるように頼んだにすぎない。

また、連帯保証人 の保証人申込書を D に作成させたのも A の社員であり、原告から の財産状態等を聞き取って保証人ヒヤリングを作成したのも A の社員である。

被告がおこなった可能性があるのはせいぜい A の社員が持ってきた書類を受け取って確認することと、被告は自ら

の東京都貸金業協会の会員の立場を利用して信用情報機関の情報を取得する程度である。

これでは9万円の価値がある調査とはいえない。したがってまともな価値のある調査がなされると信じた原告には錯誤があり、信用保証委託契約は無効である。

(ウ) 原告は、Aに融資申し込みの電話をした際、保証人を立てること、保証料を払って被告に保証してもらう必要があるとの説明を受けた。なお、保証人相互間の負担部分がどうなるのかについての説明はなかった。

原告は、上記説明を聞いて、保証人が二人になることから、その負担分は2分の1になると考えた。なお民法も保証人相互間の公平や通常の意味に配慮して、保証人が二人いるときは、最終的には負担部分は2分の1ずつであると定めている（民法465条、共同保証人間の求償権）。

ところが、本件ではBが全額の責任を負い、被告はその責任を負わないことになっている（乙1、16条4項）。そして、このことはCからも説明はなかった。

保証人が最終的にどのような責任を負うかは、保証人になってもらうことを頼む債務者である原告にとって、保証委託契約を締結するかどうかについて重要な要素である。すなわち、

に保証人になってもらうことを頼むについては、保証人たるBが最終的にどのような責任を負うのかが重大関心事であり、それが残債全額かその2分の1かCの保証人になるかどうかの意思決定に大きな影響を及ぼす。したがって、その委託契約をなす際にも、委託契約を締結すべきかどうかについて、重

大な影響を及ぼす。

これは被告会社と信用委託契約を締結する際にも同じである。すなわち、わざわざ信用保証料を借入金額の5パーセントも支払うのであるから、原告はその支払いに見合う実体があると考えていたのである。

しかし、現実には、頼んで保証人となってもらったが全面的に責任を負うだけであり、被告は最終的には責任を負わない。これは通常人を基準にしても、保証委託契約を締結するかどうかについて、重要な決定要素となるものである。

原告は保証委託契約時に、と被告の責任は2分の1であると錯誤を生じ、本件保証委託契約を締結した。よって、保証委託契約は錯誤により無効である。

イ 詐欺取消

前記のとおり、被告は原告に対して実体のある保証や調査をする意思がないにもかかわらず、あたかも実体のある保証や調査をするかのごとく説明した。

そして、この説明により実体のある保証や調査が行われるものと誤信した原告は、信用保証料、調査料という名目で19万円を交付した。

原告は、被告に対し、平成17年3月14日の本件口頭弁論期日において、保証委託契約の申込みの意思表示を取り消す旨の意思表示をなした。

ウ 公序良俗違反

被告の行為は、他人の無思慮、窮迫に乗じて不当の利を博する行為（ドイツ民法138条2項）に該当して、公序良俗違反によ

り無効である。

(ア) 原告の手取額

原告は200万円を借りるという名目で、平成10年4月2日に194万568円の振り込みを受けた。そして、被告に保証料及び調査料として19万円を送金した。そこで残ったのは、175万0568円となった。

(イ) A の約定損害金

原告と A との金銭消費貸借契約は、借入金200万円であり、約定の遅延損害金は、年38パーセント（年365日の日割り計算）である。したがって1年の遅延利息は76万円である。

(ウ) 出資法の制限利率による利息

出資法は、利息の天引きがあった場合、手取金額により制限利息を計算することとなっている。そして、出資法（5条7項、改正前の5条6項）は、「金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭は、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもってするを問わず、利息とみなして第1項及び第2項の規定を適用する。貸し付けられた金銭について支払を受領し、又は要求する者が、その受領又は要求に関し受ける元本以外の金銭についても、同様に利息とみなして第3項の規定を適用する。」と定めている。ここで、保証料が保証会社を経由して貸主に還元されているとか、保証会社と貸主とが実質上一体関係にあることを前提にすると、原告の手取額である175万568円を制限利率を計算することになり、受領可能な利息は70万0927円である。

(計算式)

$$175万0568円 \times 0.4004 = 70万0927円$$

(エ) 脱法行為

よって、保証料が保証会社を経由して貸主に還元しているとか、保証会社と貸主とが実質上一体関係にあれば、出資法に違反する貸付である。そして、本件では出資法の定めを、貸主と実質的一体関係にある被告が保証するという形で潜脱しているにすぎない。

ウ 出張貸付の無効

(ア) A は平成10年3月30日当時、東京都知事の登録を受け、東京都豊島区に営業所を設けて貸金業を営んでいた。

(イ) 原告と A らは、平成10年3月30日、上記営業所ではない兵庫県尼崎市内の喫茶店において、200万円を名目額とする金銭消費貸借契約を締結した。この喫茶店には、貸金業法14条が要求する貸付条件等の掲示はなかった。

(ウ) 上記金銭消費貸借契約は貸金業法11条3項で禁止する無登録営業の契約と認められ、また同法14条の貸付条件等の掲示義務にも違反するものであるから、公序良俗違反（民法90条）により無効は契約である。

主債務である A に対する原告の債務が無効であるから、それを保証する内容の信用保証委託契約も無効である。

② 被告の主張

被告は、原告から、平成10年3月30日、原告が A より200万円を借り入れるに際し、原告の債務について保証を委託され、被告はこれを受諾した。同信用保証委託契約においては、

原告が被告に対し、信用保証料として借入金の5パーセント、調査料として9万円を支払う旨合意された。

ア 錯誤無効の主張について

争う。

(ア) 被告は単なる保証をなしており、△△に対して催告、
検索の抗弁権を有しているから、△△が原告主張の一連
の行為をなすのは当然である。

(イ) △△と被告が一時期本店所在地が同一であったことは
認めるが、それは同一ビルでフロアが異なる場所であり、また
△△の代表取締役であった△△が被告会社の取締役で
あったのは事実であるが、本件保証委託契約当時は全く人的物的
にも別会社である。

(ウ) そもそも本件貸付については、原告は△△から被告と
の間に保証委託契約を締結することを融資条件とされており、
そのことは原告自身十分認識していたものであるから、そこには
何の錯誤も生じていない。

一般的には保証人になってもらう際に債務者は保証人に迷惑
をかけないつもりでなってもらうものであり、債務者の不履行
を前提として保証人の負担部分について考えること自体ありえ
ず、ましてや一般的に保証人の数によって最終的に負担部分が
変わる等という法的知識も有しているとはいえないものである
から分別の利益が動機になるとは考えられない。

イ 詐欺取消、公序良俗違反の主張について

否認し、争う。

ウ 出張貸付の無効の主張について

貸金業法 11 条 3 項に定められているのは、貸金業者登録簿に登録された営業所又は事務所以外の営業所または事務所を設置して貸金業を営んではならないと定めている。上記条項がすべての出張貸付を規制しているものではない。例えば金員を貸し付けるに際して不動産に担保権を設定する場合、司法書士事務所もしくは登記所において契約書の作成、金銭の授受等を行うことが一般化しているが、そのような貸付が無効となるのは極めて不合理である。本件のように被告において貸付契約内容について十分な説明をしている場合はあてはまらない。

2 不法行為に基づく損害賠償請求について

(1) 原告の主張

原告は、被告と A 結託して、多重債務者を食い物にする営業活動をしたことにより、自己破産に追い込まれて、精神的苦痛を被った。また、原告は本件訴えを提起するについて弁護士費用を支払った。これらを金銭に見積もると 10 万円を下り得ない。

(2) 被告の主張

否認し、争う。

第 3 争点に対する判断

1 利得の法律上の原因の有無

- (1) この点、被告は、原告との間で、被告が原告の委託を受けて保証人になるについて、信用保証料として借入金の 5 パーセント、調査料として 9 万円を支払う旨の保証委託契約を締結し（乙 1）、19 万円を受領したものであるから、被告の利得には法律上の原因があると主張している（なお、乙号証は、弁論準備手続期日〔電話会議〕において、写しにより提出がなされているが、原告において原本の

存在及び成立を明らかに争わず、かつ写しの提出をもって原本等の提出に代えることについて異議を述べていない。) 。

(2) 以下、まず調査料について判断する。

被告は、調査料を定める基準は、社内規定により定めており、調査内容によって区分されていること、被告においては、保証するか否かの調査だけではなく、債務者が貸主との金銭消費貸借契約及び被告との信用保証委託契約に違反していないかを定期的に調査（信用情報機関による負債内容の確認、担保不動産の登記簿閲覧、勤務先の在籍確認等）していると主張するものの、かかる具体的調査の内容、調査の実施を裏付ける客観的証拠は全くない。

とりわけ、信用情報機関で調査した内容が記載された書面、調査料の中から被告が支出した費用の領収書については、当初被告は領収書の存在については肯定し（個人情報機関等の領収書について、被告第2準備書面）、あるいは明らかに争ってはいなかったにもかかわらず、文書提出命令が発令されるや信用情報機関で調査した資料等が記載された書面、費用の領収書等はこの10年間、3回の引っ越しにより存在しなくなった（被告第3準備書面）と主張自体およそ保証を業とする会社の主張として不自然な主張に変遷し、かつ具体的な文書管理の実情、引っ越しの事実については何ら具体的な主張、立証をしていない。

また、そもそも保証委託を業とする会社において、保証委託の申し込みがなされた場合、これを受諾するかどうかについて委託者の信用状態について調査をなすために要する費用は会社の業務自体から生ずる当然の経費であって、それを保証委託者から徴収すること自体不自然といわざるを得ない。

さらには、被告は調査料の内訳として、信用情報機関による調査の他にも信用調査のための人件費、什器備品、消耗品、水道光熱費等も含まれる旨主張しているが、被告の主張する前記費目は会社経営の一般的な経費に属するものであり、これらも前記同様に保証委託の委託者から徴収するのは不自然である。

以上の事実からすれば、調査料は調査の実体を欠くものと認められ、原告には契約の要素に錯誤があり、同契約は無効であるから、被告の調査料の受領は法律上の原因ある利得とは認められない。

したがって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求として、9万円の支払を求めることができる。

(3) 保証料について判断する。

被告は、保証料を定める基準は主に担保物件の存否、保証人の有無及び債務者、保証人の信用力を基本としている、保証料の説明についてマニュアルが存在すると主張するが、その詳細については、具体的主張立証はなく、またマニュアルについては、借入申込者に対しての保証料等の説明に関する部分について文書提出命令が発令されたにもかかわらずこれを提出しない。

そして、A氏は、主債務者である原告の履行が滞れば、ただちに被告からの代位弁済を得ることが一番簡便であるにもかかわらず、被告との間では連帯保証ではなく単純保証契約を結び、まず原告との間で手間と費用をかけて公正証書を作成し、あるいは連帯保証人に差押えをなし、連帯保証人の勤務先に対して取立訴訟を提起するなどし、要するに被告に保証債務の履行を求めることをできる限り回避しようとしており、このようなことは貸主たるA氏からしてみれば迂遠かつ不経済であり、貸付にあたり被告の保証を

条件としたことについて A にとってほとんど利益がない。

それにもかかわらず、A は自社の社員により、信用保証委託契約書への原告の署名押印を求めさせ、その作成を A において代行している。

また、原告からみても、被告が単純保証として検索の抗弁等を有するとして、まず自身がたてた個人の保証人への保証債務履行請求がなされるべきであるとすれば、保証料を支払ってまで被告に保証を委託した意味に乏しいといわざるをえない。

また、被告は平成元年1月11日に設立されたものであるが、当時の東京都豊島区の本店所在地には、同月17日に A も本店として移転をしている。また平成元年1月11日から平成4年10月23日まで、A が代表取締役である [] が被告の取締役を務め、同人は現在は被告の代表取締役を務めている（弁論の全趣旨）。

そして、被告は、株主名簿について文書提出命令が発令されたにもかかわらず、これを提出せず、株主構成等を明らかにしようとしな

い。

さらに、被告と A との間に締結された信用保証及び業務委託契約証書（乙2）は、署名部分の甲、乙が正反対になっており、信用保証を業とする被告において、基本的で重要であるはずの同契約書がかかる不自然な体裁となっている。

以上の事実によれば、被告と A の一体性、保証契約の形骸化が推認され、被告の保証はその実体を欠くものと認められる。したがって、原告には要素の錯誤があるものと認められ、保証委託契約は無効であり、保証料の受領は法律上の原因を欠くものと認めら

れる。

したがって、原告は被告に対し、不当利得返還請求として、10万円の支払いを求めることができる。

2 不法行為に基づく損害賠償請求について

原告は、被告の行為により自己破産を余儀なくされたと主張するが、保証料等の支払と自己破産との因果関係については具体的な主張、立証はない。また本件において前記のとおり保証料等の返還がなされれば、原告の精神的苦痛は慰謝されと考えられる。したがって、この点に関する原告の主張は理由がない。

3 以上によれば、原告の請求は主文記載の限度で理由がある。よって主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所尼崎支部第2民事部

裁 判 官 三 上 乃 理 子

こ れ は 正 本 で あ る。

平成18年11月29日

神戸地方裁判所尼崎支部

裁判所書記官 石 川 和

美

